

整理番号	13	作成日	平成 18 年 6 月 20 日
事業名	商店街事業系ごみの排出指導		
所属名	環境防災部 清掃事業課 事業調整係	電話番号	(03) 5662-4387 (直通)

事業の目的・概要・対象者等	《事業の目的及び概要》	《事業の開始年度》	平成 8 年度
	<p>区内の商店街における事業系ごみの排出について、適正な排出方法を周知し、「事業系有料ごみ処理券の適正貼付率向上による歳入確保」、「適正貼付事業者との不公平の是正」を目的とし、商店街事業者に対して処理責任の徹底を図る指導を行っています。貼付率の向上により、一般ごみに混入する事業系ごみの減量によって、歳出削減へつなげていきます。</p> <p>〔ふれあい指導〕</p> <p>一般ごみ収集作業時に、3～4名（排出指導班）が、商店街ごとに、「事業系有料ごみ処理券」の貼付状況等を調査し、指導を行っています。排出指導班は、この指導のほか、分別排出・不法投棄等の調査・指導、集積所の改善などを担っています。</p>		
	【平成13年10月1日】	「平成17年版統計江戸川」"産業小分類別事業所数(24,571)"の内、「小売業・飲食店」の店舗数。《商店街における小規模な一般小売業・飲食店での推測店舗数。》	
	対象者	約7,500店舗	

活動指標	活動指標	商店街ふれあい指導	活動指標	
	17年度	93商店街 (16年度) 95商店街	17年度	(16年度)
	区内の商店街全てを対象に実施			

成果・目標指標	成果・目標指標	事業系有料ごみ処理券容量貼付率	成果・目標指標	
	17年度	53.5%	20年度目標	100%
	<p>延べ床面積1,000㎡以上の大規模事業所対象に実施してきた事業所排出指導を商店街に拡大し、重点指導しています。</p> <p>平成17年3月「事業系有料ごみ処理券貼付状況調査」に基づく容量貼付率53.5%を向上させます。</p> <p>100%達成することにより、不適正分の未収額の約2億5千万円の増収を図ります。</p>			

経費の概要	17年度 事業実施経費	46,626千円	経費の説明						
	内訳	1商店街あたり 501,354円 貼付率1%あたり 871,514円です。							
	【人件費と担当職員数】	<table border="1"> <tr> <td>ア 常勤職員</td> <td>5.6人</td> </tr> <tr> <td>イ 非常勤職員</td> <td>0.0人</td> </tr> <tr> <td>ウ 臨時職員</td> <td>0.0人</td> </tr> </table>	ア 常勤職員	5.6人	イ 非常勤職員	0.0人	ウ 臨時職員	0.0人	<p>指導業務の担当職員の人件費。</p> <p>「ふれあい指導」に3清掃事務所の担当職員17名（小松川5名・小岩6名・葛西6名）のうち、常時1/3の人員があたっています。</p> <p>車両の利用は、他業務兼用のため未計上です。</p> <p>【事業系ごみの手数料は、「ごみ処理券」を購入し貼付することで徴収し、区の収入となります。】</p> <p>17年度歳入 288,987千円</p>
ア 常勤職員	5.6人								
イ 非常勤職員	0.0人								
ウ 臨時職員	0.0人								
	46,626千円								

その他	<p>《実施の根拠となる法令等》</p> <p>江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（指導又は助言第六条）（事業系一般廃棄物等の排出方法第三十三条）</p>
-----	---

平成18年度 江戸川区「行政評価」内部評価シート

整理番号	13	事業名	商店街事業系ごみの排出指導
		所属名	環境防災部 清掃事業課 事業調整係

所管課長評価

そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
【必要性】							
1	公費を投じて実施すべき事業である。				2		
2	他の事業と整理、統合する可能性がある。				2		
【有効性】							
3	目的を果たすために有効な事業である。	5					
4	成果が上がっている。			3			
【公平性】							
5	対象者や実施回数等は適切である。		4				
6	受益者負担の額は適切である。				2		
【民間活力の活用】 既に実施している場合は備考欄に表記し、評点は「1」とする。							
7	ボランティアやNPOの活用の可能性がある。				2		
8	民間事業者への委託等の可能性がある。			3			
【効率性】							
9	効率的に実施するために、工夫、改善等の可能性がある。	5					
10	経費を削減できる可能性がある。		4				

所管部長の意見等

ごみ減量をすすめるうえで、事業系ごみの減量は大きな要素である。なかでも、商店街は まちの顔 であり、その適正貼付を徹底することで、事業者全体にごみの質・量への意識づけが可能となる。合わせて一般廃棄物処理業が区の許可事業となり、区収集から事業者収集への切替をすすめることで、清掃事業の効率的な展開が図れることとなる。

平成18年度 江戸川区「行政評価」外部評価シート

整理番号	13	事業名	商店街事業系ごみの排出指導
------	----	-----	---------------

所属名	環境防災部 清掃事業課 事業調整係
-----	-------------------

外部評価委員評価

そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
【必要性】							
1	公費を投じて実施すべき事業である。		4				
2	他の事業と整理、統合する可能性がある。			3			
【有効性】							
3	目的を果たすために有効な事業である。		4				
4	成果が上がっている。		4				
【公平性】							
5	対象者や実施回数等は適切である。			3			
6	受益者負担の額は適切である。			3			
【民間活力の活用】 既に実施している場合は備考欄に表記し、評点は「1」とする。							
7	ボランティアやNPOの活用の可能性がある。			3			
8	民間事業者への委託等の可能性がある。			3			
【効率性】							
9	効率的に実施するために、工夫、改善等の可能性がある。		4				
10	経費を削減できる可能性がある。		4				

外部評価委員の意見

いくら費用をかけても効果は小さいのではないだろうか。
 指導をすることによって、貼付率が高まっているなら、継続して指導することが重要である。
 事業所にとっては、民間事業者へ個別に委託するより、ごみ処理券を利用したほうが、経費面でもメリットがあるのだから、適正に貼付されるべきである。

評価欄の数字は、各項目の評価点です。